

## 第11回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年10月23日（木）午後1時30分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
  - (報告事項)
  - (1) 報告第15号 住民アンケート調査結果について
  - (2) 報告第13号－4 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について  
(協議事項)
  - (3) 協議第7号－3 新市の事務所の位置について（協定項目4）  
(前回提案された事項)
  - (4) 協議第15号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）
  - (5) 協議第16号 電算システム事業の取扱いについて（協定項目25－3）
5. 次回の協議事項について
  - (提案説明)
  - (1) 協議第17号 広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25－4）
  - (2) 協議第18号 情報公開制度の取扱いについて（協定項目25－23）
6. その他（次回の会議日程等の連絡）
7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	宮田 揮彦委員
木原 数成委員	上村 哲也委員
津田和 操委員	榎木 ヒサエ委員
小原 健彦委員	松山 典男委員
西村 新一郎委員	石田 與一委員
笹峯 護委員	永田 龍二委員
東麻生原 勉委員	徳永 麗子委員
池田 靖委員	砂田 光則委員
川畑 繁委員	岩崎 薩男委員
川東 清昭委員	松永 讓委員
常盤 信一委員	狩集 玲子委員
木場 幸一委員	児玉 實光委員
黒木 更生委員	原田 統之介委員
迫田 良信委員	八木 幸夫委員
浦野 義仁委員	林 麗子委員
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
大庭 勝委員	
倉田 一利委員	
湯前 則子委員	
新村 俊委員	

会 議 欠 席 者

福島 英行委員  
吉村 久則委員  
徳田 和昭委員  
川島 暁委員  
松枝 洋一郎委員  
東鶴 芳一委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第11回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、公務出張などのご都合によりまして福島委員、吉村委員、徳田委員、川島暁委員、松枝委員、森山委員から本日の会議の欠席の届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。当始良中央地域合併協議会の協議会につきましても今回で11回目を数えることになりましたけれども、委員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の協議事項につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、先の協議会で議論をいたしておりました事務所の方式等につきましてもほか2件の協議事項、それから2件の提案事項等を協議いただくことになっておりますが、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。重ねまして2、3報告を申し上げたいと思います。まず、本日は今朝10時から議員定数及び任期等小委員会につきましては委員会を開催をいただいていたところでございます。これも十分な委員会としての審議を確保していきたいというようなご意思の表れだというふうにご伺いしております。委員の皆様方のその取り組みに対しまして心から感謝を申し上げますところでございます。なお、また、52の分科会、12の専門部会で事務事業の一元化につきましても協議を進めているところでございますが、おかげさまで全分科会、全専門部会におきましてそれぞれの事務事業の一元化についての協議がそれぞれ1市6町のそれぞれの会議室等をお借りしながら職員の皆さんが精力的にこの取り組みを今進めているところでございまして、これまで決められましたそのスケジュールに乗った作業が進められているところでございます。これからも鋭意そういう会議が重ねられると思いますけれども、関係の皆様方につきましてはどうかご協力のほどをよろしくお願ひを申し上げます。3点目に、先の10回目の協議会で決定をいただきました新市まちづくり計画の骨子に基づきまして現在それぞれワーキング会議等におきまして基本的な方針、そういったものを含めます計画の内容についての具体的な検討作業が鋭意進められているところでございまして、これも前々申し上げておりますとおり、取りまとめ次第、皆様方に協議をいただきながら説明会を進めていくということになるということでございます。それから、新市の名称の関係につきましても9月16日からその公募を開始したところでございますけれども、今日現在 2,087点ということで2千を超える応募があるところでございます。今月末までということでございますが、さらに多くの公募が寄せられることを期待をいたしているところでございます。今日も皆様方から活発なご意見等をお伺いしながら、この協議会が

円滑に進むことをお願いを申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページをお開き願ひたいと思ひます。10月の9日に第10回の協議会が開催されましたが、この会議に引き続きまして二つの小委員会が開催をされております。まず、議会議員の定数及び任期検討小委員会でございますけれども、内容といたしましては、先進地における小選挙区の設置の経緯等の報告を受けた後、議会議員の定数及び任期について協議が行われております。それから、もう一つ、新市事務所位置検討小委員会でございますけれども、前回協議会の中で小委員会ですらに検討するよう指示がなされましたので、それを受けまして終了後開催をいたしております。内容につきましては後ほど報告がございますので、私の方からは割愛をさせていただきます。それから、10月の10日ですけれども、合併協議会だよりの第5号を発行をいたしております。内容につきましては、第8回、第9回協議会の内容を掲載するとともに、新市の名称についてのさらなる応募について記事を掲載いたしております。それから、10月の14日でございますが、第11回の幹事会を当ホールで開催いたしております。本日の次回の協議事項として提案いたします広報広聴関係、それから情報公開制度の取扱い等について協議を行っております。また、併せまして住民アンケートの調査結果等につきましても報告をいたしております。それから、同じく14日にコミュニティバス合同部会が開催されております。この合同部会は、企画、福祉、教育、三つの部会の合同会議を開催いたしております。現在それぞれの団体でバスの運行をいたしておりますが、スクールバスでありますとか、それから福祉のバスでありますとか、いわゆる住民の足となりますコミュニティバスでありますとか、それぞれの形態で運行をされておりますので、これらの運行状況についてまず合同の部会を開きまして今後の対応を協議をいたしております。それから、少し飛びますけれども、10月の21日に第4回のまちづくりプロジェクト会議、それから第14回のまちづくりワーキング会議をそれぞれ合同会議として開催いたしております。新市のまちづくり計画についての協議を行っております。それから、本日

は第6回の議会議員の定数及び任期検討小委員会が開催されました。会長のあいさつにあったとおりでございます。それから、ここに掲載してございませんけれども、10月の21日に1市6町の教育長会議が開催されております。これにつきましては教育部会の正・副部会長、それから事務局の方からも私と次長の方で出席をいたしておりますが、内容につきましては、10月の1日にいわゆる教育部会のスタートといたしますか、合同の会議がございまして、これらを受けまして今後教育部会として検討すべきこと等について、教育長の方々にお集まりをいただき、そして部会と、それから事務局との協議、懇談を行っております。それぞれ今後教育部会としての作業を進めていく中での貴重な意見の交換が行われたというふうに思っております。今後の予定につきましてはここに掲載してございますので、お目通しを願いたいと思います。諸般の報告につきましては以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございました諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問がないようでございますので、諸般の報告については終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。まず、議事の(1)、報告第15号、住民アンケート調査結果についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料の3ページ目になります。報告第15号、住民アンケート調査結果についてでございますが、先に実施いたしました1市6町の新市将来構想に関する住民アンケートの調査の集計結果及び分析が取りまとめられましたので、報告をするものでございます。なお、この住民アンケートの報告につきましては、現在まで7月、8月中間報告、それと集計結果としてその他の項目で本協議会の方で報告をさせていただいております。今回正式に報告として報告するものでございます。なお、内容につきましては別冊の方でまとめておりますけれども、新しく分析結果を掲載いたしておりますけれども、係数等につきましてはほぼ変わっておりませんので、お目通しをしていただき、今後各協議項目の材料にさせていただければというふうに考えますので、よろしくお願いたします。別冊の4ページ目に誤りがありますので、訂正方をお願いいたします。住民アンケート調査結果、別冊でございますけれども、4ページ目になります。4ページ目の下から2行目になりますけれども、このページにつきましては合併に対する不安ということになっておりますけれども、下からの2行目の文章が、左の方ですけれども、「3項目への期待が大きいこと。」というふうに書いてあります。ここの「期待が大きいこと。」というのを削除をお願いいたします。以上、報告を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から住民アンケート調査結果等についての報告がございましたが、これに関しまして何かご質問がございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（永田 龍二）

隼人の永田でございます。1市6町の住民7千人を対象としてこれまとめていただいておりますが、これはもう全部ぶっ込みでまとまっているなという具合に思いまして、各市町ごとにはどうだったのかなど、そういうことがちょっと思った次第でございますが、そういうものは出ないのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、全体で整理がしてありますが、市町村ごとの部分についてはというご質問のようでございます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

市町村ごとの報告につきましては8月の第7回の協議会の時に報告をさせていただいておりますので、今回は、ほぼ係数変わっておりませんので、報告としては提案をいたしておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特に質問がないようでございますので、報告第15号、住民アンケート調査結果については終わらせていただきます。次に、議事の(2)、報告第13号ー4、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては第5回新市事務所位置検討小委員会の代理で議長を務められました今島副委員長さんの方から本日は報告をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会副委員長（今島 光）

ただいま議題としていただきました新市事務所の検討小委員会の経過報告をいたしたいと思っております。まず、本来ならば委員長が報告されるべきでありますけれども、当日急な委員会開催のために八木委員長がどうしても外せない用事があるということで欠席をされましたので、今お話のとおり、副委員長の私の方から報告をさせていただきます。当委員会は第5回の会議を10月9日に開催いたしました。このことは第9回の協議会で報告を申し上げまして、第10回の協議会において提案をして審議をしていただいた議案でございますけれども、第1項の新市の事務所、本庁の位置候補地の選定に関する事と第3項の庁舎建設の是非に関する事については皆様方のご協力・ご理解をいただきましたので、第2項の事務所設置方式に関する事の中で「当面は総合支所方式とする。」ということについてはご理解をいただいておりますが、「将来的には」という所で「本庁方式に移行する。」という問題がちょっ

と、さっきありましたように、意見が分かれたところでありまして、このことにつきまして最終的には第2項の議題について委員会への差し戻しということでしたいたわけでありまして。当委員会におきましては早速当日協議を、協議会終了後に会議日程等について協議をいたしました結果、同日委員会を開催するということに決定をいたしまして第5回の委員会を開催をいたしましたところでありまして。その協議内容についてご報告申し上げます。第5回新市、お手元に第6ページに、5ページにございますが、第5回新市事務所位置検討小委員会協議結果報告、開催日時が、さっき申し上げましたように、15年10月9日午後5時15分から5時45分まで、場所は複合施設等の3階の中会議室で行いました。出席委員につきましてはお目通しいただきたいと思いますが、19名の出席でございました。欠席委員が3名、こういって協議会を開きました。まず、この10回協議会において第7号一第2、新市の事務所位置について（協定項目4）でございますが、この2について事務所方式の文章で「将来的には本庁方式へ移行してゆくということを新市において検討する。」ということについて審議をいたしましたわけでございますが、協議会で採決の結果、こうして意見が二通りに分かれたということに協議をいたしまして、協議の中で意見が分かれたが、どうするかということにまず協議会の中で話し合いをしたわけでありまして。文章表現についてはいろいろと意見交換をいたしましたところが、「本庁方式に移行していくということを新市において検討する。」ということのどうしてもこの合併目的である行政コストの削減を考慮するとやっぱり将来的にはこうしたことも考えられることからこうした意見交換をしたわけでありまして、その中で「本庁方式に移行していくことを」、「も」にしたらどうか。あるいは本庁方式に移行していくことを視野に入れて、移行していくことも視野に入れて新市で検討したらどうかというようないろんな意見が出されました。そうしたことでですね最終的には二つに絞って協議をしたわけでありまして、「本庁方式に、将来的には本庁方式に移行していくことも視野に入れて新市において検討する。」ということはどうかという意見、それから、もう一つはですね、「本庁方式に」という言葉を入れるとやはり住民の皆さんに不安があるだろうという意見も含めまして、もう一つは、この前報告いたしました理由の中でですね理由を出しておりますが、「住民サービスが低下しない行政コストの削減の実現を図る必要がある。」という、これを引用いたしまして、これを付け加えたらどうかという意見に大体まとまってまいりましたので、この辺を慎重に協議をいたしました結果、今ここに出しております修正前のこの下線を付けている部分のみの変更でございますので、これを下の方の修正後に、上4段については前のままでございますが、下線の所の「将来的には住民サービスが低下しない行政コストの削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。」ということに二つに絞ったわけでございますが、こちらの方はこの内容からいたしまして本庁方式の部分も含んでいると、これ



をこちらで決めるわけいきませんから、後の新市において十分検討していくということにまとまったわけでありますが、これはこのことについて諮ったところ、全員一致で決定をいたしましたので、ここに皆さん方にその結果をご報告申し上げたいというふうに思います。このことは後でこの中の協議会の協議議題に提案していただくということになっておりますので、皆さん方のご協力よろしくお願いいたしまして委員長、副委員長の、委員会の報告とさせていただきますと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま副委員長の方から小委員会の協議経過、結果等の報告をいただいたところでございます。このことに関連いたしましてこの後議事の(3)、協議第7号-3、新市の事務所の位置について（協定項目4）を提案申し上げ、協議していただくことになっておりますので、ただいまの副委員長の報告に対しましてのご質問・ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。特にならぬようでございますので、報告第13号-4、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。続きまして議事の(3)、協議第7号-3、新市の事務所の位置について（協定項目の4）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で調整内容の(2)、事務所の方式に関するることにつきまして「将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。」、この部分について前回たくさんの意見が出されまして、先ほど小委員会報告にありましたように、(2)の文言表現につきまして小委員会で改めて審議し直していただき、再度協議会へ提案していただくということになっておりました。また、電算統合化の作業の進め方の関連があることから、(1)、事務所の位置の部分、さらに(3)、庁舎建設部分、これは電算統合化とは直接は関係がございませんでしたが、これらにつきましては作業の進め方について協議会のご了解をいただくことを前回諮り、承認をいただいております。先ほどのご承認いただきました委員会報告を基に事務局において、協議事項の形式もございませぬことから、再度全体を作成いたしておりますので、事務局から提案説明を行い、引き続き本日ご協議をいただきたいと思っております。そのように進めてまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございます。それでは、そのように進めさせていただきます。事務局から提案説明を行ってください。はい、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局計画班長（木野田 隆）

それでは、ただいま報告のありました第5回新市事務所の位置検討小委員会の報告を受け、前回の第10回協議会でご審議いただきました協議第7号-2を一部訂正の上、今回協議第7号-3として新市の事務所の位置について再提案を申し上げます。7ページをお開きください。協議第7号-3、新市の事務所の位置について（協定項目

4)、新市の事務所の位置について次のとおり協議を求める。1、新市の事務所(本庁)の位置については、当面は国分市中央三丁目45番1号(現国分市役所)に置き、新市において検討する。(2)、事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また、現在の牧之原支所は支所とする。将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。(3)、庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。以下下の方に修正前と修正後があります。2番の「事務所の方式は、将来的には本庁方式へ移行していくことを新市において検討する。」という修正前の文言が、修正後、アンダーラインを引いておりますが、「事務所の設置方式は、将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。」ということで、「将来的」から後の文章については先ほどご説明がありました。それから、1箇所「設置」という文言を追加しておりますが、これは新市事務所位置検討小委員会設置規程の第2条の第2項に基づきます文言の修正をしております。ご了承ください。それから、以下第9回の添付資料のうち修正分のみを8ページから10ページに添付しておりますので、修正箇所のみを説明いたします。8ページの方をお開きください。8ページの方では上段の括弧内の「調整内容」の所の2番でございます。「設置方式は、将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。」という文言が変わっております。ほかは変わっておりません。それから、9ページの方ですが、同じく「調整内容」の2の所が「設置方式は」という所と「将来的には」というアンダーラインを引いた所が変更になっております。それから、10ページでございますが、同じく「調整内容」の所で「設置方式は」という所から「将来的には住民サービスが」という所のアンダーラインを引いている所が変更になっております。それから、一番下の方に、前回の資料では第4回小委員会の経過報告までを載せておりましたが、先ほどご説明がありました、報告がございました第5回の小委員会がございましたので、そこに第5回小委員会の協議項目と協議内容を書いております。第5回小委員会は平成15年10月9日開催されまして新市の事務所の方式について協議がなされました。内容といたしましては、第10回の協議会において事務所の方式の文章について採択の結果、原案どおりと一部修正すべきとの意見に分かれたので、小委員会を開催し、文章表現についての審議を行った。「住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式として、将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。」ということでございます。以上で協定項目4、新市の事務所の位置について提案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議い

たゞきますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。再度全体を提案させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。特にございませぬですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということございませぬので、協議第7号-3、新市の事務所の位置について（協定項目の4）は提案のとおり承認されました。続きまして議事の(4)、協議第15号、特別職の身分の取扱いについて、これは協定項目の12でございませぬが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足等についての説明を行ってください。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございませぬ。前回の会議資料の6ページ、協議第15号、特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）の提案理由等についてご説明いたします。合併いたしました場合、合併市町村の特別職は合併の日の前日に失職することになっております。したがって、特別職の身分の取扱いについてそこにお示しいたしました6項目について協議を求めるとございませぬ。ここにお示しいたしました内容につきましては特別職の身分に関する基本的な原則論をお示しいたしましたとございませぬ。なお、例えば、農業委員会委員につきましては協定項目9の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する協定項目、消防団関係につきましては協定項目23の消防団の取扱いに関する協定項目、あるいは各種審議会や委員会などの付属機関の統合、廃止等につきましては、協定項目25の各種事務事業の取扱いに関する協定項目などを検討する中で、それぞれの分科会、専門部会においてより具体的な協議、検討が行われることになっております。以上で特別職員の身分の取扱い（協議項目12）についての提案説明を終わります。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませぬですか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございませぬ。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませぬでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第15号の特別職の身分の取扱いについて（協定項目12）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて、これは協定項目25-3になりますが、を議題といたします。本件につきましても前回の会議で電算情報専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

それでは、電算情報部会より協議第16号、協定項目の25-3、電算システム事業の取扱いについてご説明申し上げます。前回資料の22ページでございます。協議第16号は、電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全確実に稼働できるように調整するものとするという電算システムの統合に関する調整方針についての提案でございます。内容につきましては前回10月9日の会議で詳細にわたりご説明申し上げておりましたので、本日は簡単に説明させていただきます。それでは、前回の資料の23ページの電算システム事業の取扱いについてという調整方針に関する資料をごらんいただきたいと存じます。まず1番目が協定項目である電算システム事業の調整方針の要旨、システム統合をする際の留意点でございます。2番目が、新市の一体性の確保、住民の利便性の向上と行政サービスの高度化・多様化に対応するため、原則として合併時に電算システム事業を統合稼働する内容とするという調整方針の提案理由でございます。それから、3番目が人口が同規模である他の協議会や自治体の電算システム統合に係る調整方針の先進事例でございます。次に、資料の24ページに今後電算システムを統合していく際の基本となる電算システム統合化基本方針についてご説明申し上げます。四つの大きな項目を掲げておまして、一つが統合化の基本原則、二つが統合化の手順、三つがデータ保護に関する取扱い、四つがその他であります。なお、この基本方針は電算システム事業の取扱いに係る調整方針案の作成作業と並行して電算部会で検討、協議し、取りまとめたものでございます。最後に資料の25ページと26ページに現時点での1市6町における電算システムの稼働状況を掲載いたしております。以上で電算システム事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、この件についての協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等あればよろしくお願い申し上げます。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

横川町の東鶴でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

東鶴委員。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

24ページの電算化システム統合化基本方針の中で2番、統合化手順、(3)番の所の「①基本系システムの統合作業はベンダーに委託し、委託ベンダーの選定はプロポーザル方式で決定する。」とございますが、これすべてをベンダーにお任せされるつもりですか、それともこの統合だけの作業でベンダーに委託されるつもりか。ちょっとお答えをお願いします。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

お答えいたします。その件につきましては現在プロポーザル方式の作業を執り進めておるところでございますけれども、ベンダーでなければできないこと、それから行政側でなければできないこと、それぞれ作業が多岐にわたっておりますので、住み分けをいたしましてそれぞれ役割分担というのを決めて進めてまいりたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

はい、ありがとうございます。すべてお任せするんじゃないくて、やっぱりできる部分というのは多分にあると思います。振り分けされてやっていただきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかに……。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

26ページの適用欄の中で「国分市、牧園町、隼人町のホストコンピュータの自己導入」というのと、あとは「県町村会の業務委託」というようなことがここには示されているわけですが、この方法について経費的にはどのような違いがあるのか。また、機械の能力的な違いはどのようなものがあるのか説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

電算部会長よろしいですか。部会長。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

現在の状況ということでございます、というご質問でしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

その今、専門部会の方でどこまで検討されているかわからないわけですが、だとしたらどちらの方向を、方法を取り入れられるのか。その辺は検討されているのかどうか。まずそれからお伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

はい、お答えいたします。今、ご質問がございましたどういった方法をとるかというのをですね、24ページの資料に掲げてございますけれども、2の3の①基幹系システム、こういった住民の方々に直接関係のある大きな作業、それから経費を要する事

業ですけれども、これをそれぞれ今、ベンダーをどういったふうで選定していこうかということで今、1市6町で作業を進めております。そして近々そのベンダーから企画提案が上がってまいりますので、それらに基づきましてまたどれが一番ふさわしい方式なのか決定していこうということでこれからの協議になるということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。分けて進めていくということです。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

横川の黒木でございますけれども、事務局の方にちょっとお尋ねいたしますけれども、今、1市6町のすべての町村が、今、木場委員が申されましたように、導入されているわけでございます。今回の電算システムが、八代に一応研修に行った時に相当高度化なものだというふうに理解はいたしております。現在利用されている1市6町の電算化よりか相当高度化なものになるだろうと把握いたしておりますけれども、やはり八代の説明の中で約1年ぐらい導入する場合は時間的にかかるというような一応説明も受けておりますけれども、やはりそのようなことをご理解していいのか。そこらあたりをちょっとお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

そのようにご理解いただければ結構でございます。1市6町ではですね任意協議会の段階からそれぞれの市、町に基づく現況の調査、できるものについてはこれまで進めてまいりました。残り1年と5カ月ぐらいになりましたけれども、その期間で何とか電算のシステム統合に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

はい、了解。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんですか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私はあまり詳しいことないんですけど、ちょっとお聞きします。統合化の手順2のA、B、Cの欄ですが、1の、このソフトウェアについてですよ「アプリケーションソフトウェア、プロポーザル方式で決定されるものを利用し、カスタマイズは必要最小限」、今、方式が市町村会とか、単人の電算それぞれ違っているわけなんですけど、カスタマイズされた場合は経費的には高く付くし、なってくるのは当然だと思います。ただその各自治体が今までその自治体に適合した歴史的な背景があって事務事業が進んできとるわけでございまして、その辺をですね「カスタマイズは必要最小限とす

る。」という言葉だけでですね全部プロポーザル方式に全部なるというこれは経費的に非常に安価な方法だと思うんですけど、特殊事情とか、そういう自治体間の特殊事情のですねソフトウェアをどのように処理するかですねちょっとお聞きしたいんですけど。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

この「カスタマイズは極力最小限」と言いますのは、その24ページの1番目の(3)でございます。「最も効率的かつ経済的な電算システム統合を行うということで、できるだけ経費を抑えるためにカスタマイズを抑える。」ということでございますが、今、委員おっしゃたようなそれぞれ地域の特殊な事情というのがあると思います。その辺につきましても、私たち電算部会と、それからそれぞれ業務を担当する部会と連携を図りながら調整をしてみたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

意味はよく分かります。ただ、そのカスタマイズを極力少なくするという方針は私も賛成なんですけど、ただそれだけでですね効率化も図られるということはないと思うんですよ。結局各自治体が一番進んだ電算ソフトウェアがある所もあるし、遅れた所もあると、これはもう実際あると思います。だから、その辺を、この調整の項目があるんですけど、その辺をどのようにその調整していくかですよ。その辺をお聞かせ願いたいんですけどね。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

現在の1市6町の電算の業務はお手元の資料の25ページ、26ページに書いてあります。これを見ていただきますと○が七つとも全部付いている項目につきましてもそう余りないわけでございます。したがって、「合併時に住民サービスの低下を招かないよう」ということを掲げておりますけれども、こういった電算の業務を合併時にどのように調整をしていくか。全部ある業務についてはそのままとめればいいんですけども、電算化している所、していない所それぞれございますので、先ほど申しましたように、今後それぞれ担当する部会で検討をしていくということになります。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

もう1回お願いします。この25ページ、26ページですよ、ただ黒丸でずうっとしてございまして、これが全部横並びで同じソフトを使っていることはないと思うんですよ。だから、その辺を分かりやすいようにですね、やはりカシオ使ったり、いろんな市町村会の電算使ったりしているわけですから、ただ、国民健康保険税にしてもどのようなソフトがあるとか、いろいろあると思うんですよ。だから、その辺が分かりやすいようにですよ次はこの色分けしたやつ出していただけ、贅沢な要望なんですけど、していただきたいと、その上でですよこのようなソフトがどのような欠陥があるとか、それは専門部会の、我々は素人ですから分かりようがないわけですけど、で

きるだけ住民のサービスを考えて、しかも電算を高額なものであるから、安くしようと思えばですねきちっとしたものをですね出していただきたい。事務所の位置も決まったわけでございますから、それを含めてですねきちっとしたものを出していただきたいと、私はこう思うんですけどね、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

我々電算の担当者でもですね、この22ページの調整方針に掲げてございますように、合併時に統合した電算システムがまず安全確実に稼働しなければならないと、それが一番の目標でございます。合併したために、銀行の例がございました。銀行が合併をしてコンピュータがおかしくなったというようなことで非常に顧客に迷惑がかかったという事例がございました。行政も直接住民生活に直結するものでございますので、こういうことが絶対にならないように、取りあえず今電算化をしている業務については確実に稼働するようにするというのがまず第1点の大きな目標でございますので、そういったことを目標にしながら統合作業は進めてまいります。それから、ちょっと個々の業務についての話がございましたけれども、その辺につきましては、先ほどから申し上げますように、それぞれ専門の部会がございまして、そちらの部会の結論を電算の方に反映してシステムの中に生かしていくということになります。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。はい、東鶴委員。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

東鶴でございます。最後をお願いでございますが、今もうインターネットの世界でございます。情報、いろいろな情報が飛び交っております。1市6町、この25ページ、26ページ見ますとやっぱり莫大な情報量だと思います。そこで当然ハッカーの侵入とか、ウイルスの侵入があると思います。セキュリティについて万全なやっぱり対策をとってもらわなきゃ困ると、やっぱりこれが漏れたことによってやっぱり商売ができる世の中ですので、十分に注意していただきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、データ保護に関する部分、何かありますか。

○始良中央地区合併協議会電算情報専門部会長（川村 直人）

セキュリティについては十分注意をして徹底したセキュリティ対策を講じながら構築を進めてまいりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。



[「なし」と言う声あり]

ほかにご意見・ご質問ないようでございますので、それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて（協定項目の25-3）は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第5の回目の協議事項についてを議題といたします。まず、(1)の協議第17号、広報広聴関係事業について、これは協定項目の25-4になりますけれども、これを議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長の提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

総務部会長でございます。会議資料の11ページ、協議第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25-4）の提案理由等についてご説明いたします。協議を求める内容といたしましては、1、広報紙については毎月発行とする。お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。2、広聴関係については、新市において調整する。3、ホームページについては、新市において新たに開設する。4、その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとするの4項目でございます。参考資料といたしまして12ページと13ページに各市、町の広報紙の発行状況等をお示ししてあります。また、14ページと15ページには、各市、町の広聴業務、ホームページ、その他広報に関する現状をお示ししてあります。16ページには先進事例をお示ししてあります。この広報広聴関係事業の取扱いについては、広報分科会、総務専門部会をそれぞれ開催し、検討を行い、さらに幹事会においても協議を行ったところでございます。それでは、総務専門部会等での具体的な協議、検討内容についてご報告いたします。まず、1の広報紙の関係についてでございますが、広報紙は1市6町の7団体のほとんどが月1回発行しておりますし、そのほかにお知らせ版や旬報を月1、2回程度発行しているようでございます。合併しますとエリアも広がり、情報も多くなりますし、また、当面総合支所方式になるということではどのような形で広報紙を発行できるのかいろいろ検討が必要になってくるとは考えられますが、総合版としての広報紙は月1回は発行できるようにすることが必要ではないかという観点から、そこにお示ししましたように、「広報紙は毎月発行とする。」というふうに表現したところでございます。また、お知らせ版や旬報などのその他の広報紙については、スタッフの配置状況や予算措置等を勘案しながら合併までに調整していくべきであるという観点からそのような表現をしております。次に、2の項目の広聴関係でございますが、広聴関係業

務といたしましては、新市になった場合、市政懇談会などの市長と語る会あるいはモニター制度、意見箱の設置などが考えられますが、これらにつきましては基本的には新市の市長の考え方を反映する必要があると考えられましたので、このような表現を用いたところでございます。なお、市政懇談会、いわゆる市長と語る会につきましては別途企画分科会でも協議、検討を行っております。次に、3の項目のホームページにつきましては地域情報分科会において具体的な検討が行われておりますが、ここでは基本理念のみをお示ししてあります。4の項目のその他の広報業務についてでございますが、これはラジオやテレビあるいは防災行政無線等を活用した広報業務のことですが、基本的には各種広報媒体を活用して行政情報を提供していくことは大変重要なことだと考えますので、このように表現したところでございます。なお、ケーブルテレビや防災行政無線などを活用した情報インフラの整備等につきましては、地域情報分科会や消防防災分科会などでさらに具体的な協議、検討が行われることとなっておりますので、ここでは基本的な考え方をお示ししたところでございます。以上で広報広聴関係事業の取扱いについての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長から提案説明がございましたが、このことに対しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますれば、この協議事項第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて（協定項目25-4）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて（協定項目25-23）を議題といたします。本件につきましても総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（堤 清利）

会議資料の17ページ、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて（協定項目25-23）の提案理由等についてご説明いたします。協議を求める内容といたしましては、1、市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより新市の保有する情報の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。新市においても引き続き情報の積極的な提供を行い、市民参加による市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。2、新市が保有する個人情報の保護について適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報等の開示等を請求する権利を保障することにより個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定するの2項目でございます。参考資料といたしましては、18ページと19ページに1市6町の現況をお示ししてあります。また、20ページには先進事例をお示ししてあります。この情報公開制度の取扱いについては、総務分科会及

び総務専門部会をそれぞれ開催し、検討を行い、さらに幹事会においても協議を行ったところでございます。それでは、総務専門部会等での具体的な協議、検討内容等についてご報告いたします。まず、1の項目についてでございますが、情報公開制度につきましては、各市、町ともいずれも情報公開条例を制定しており、住民からの開示請求等に対しては条例に基づき適正な対応を行っているところでございます。したがって、新市においても引き続きこれらの1市6町の条例を調整した上で新たな情報公開条例を制定して対応をする必要があることからそこにお示ししたような表現にしたところでございます。次に、2の項目の個人情報保護制度についてでございます。これに関しましては国の個人情報の保護に関する法律がつい最近、平成15年5月30日に公布されたところでございます。この法律によりますと、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。」とされているところでございます。また、1市6町の現状といたしましては、個人情報保護条例を制定している所が3町、残りの4市町が未制定の状況であります。このように法律上の要請があることや隼人町や霧島町、牧園町の3町において既に条例に基づく個人情報保護制度の運用が行われていることから、合併時には個人情報保護条例を制定しておく必要があるものと考えます。したがって、個人情報保護条例につきましても、情報公開条例と同様、既に条例を制定している隼人町や霧島町、牧園町の例を参考にしながら、合併時には制定しておく必要があることからそこにお示ししました表現にしたところでございます。以上で情報公開制度の取扱いについての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務専門部会長から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。協議事項第18号、情報公開制度の取扱いについて（協定項目25-23）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この二つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。続きまして会議次第6のその他でございます。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。事務局の方からは何かございますか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程をご連絡いたします。第11回協議会の会次第1ページをごらんください。一番下の四角囲みの表でございますが、次回の第12回協議会は11月13日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。ご出席のほどをよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかには何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。本日の議長の役目をこれで終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第11回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 2時32分」